



別添 2



労 審 発 第 6 3 8 号

平成 2 3 年 1 2 月 1 2 日

厚生労働大臣

小宮山 洋子 殿

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄



「粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する
省令案要綱」について

平成 2 3 年 1 2 月 1 2 日付け厚生労働省発基安 1 2 1 2 第 1
号をもって諮問のあった「粉じん障害防止規則及びじん肺法施行
規則の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下
記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。



(別紙)

平成 23 年 12 月 12 日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

労働政策審議会安全衛生分科会

分科会長 相澤 好治

「粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する
省令案要綱」について

平成 23 年 12 月 12 日付け厚生労働省発基安 1212 第 1
号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分
科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。



(別紙)

平成 2 3 年 1 2 月 1 2 日

労働政策審議会安全衛生分科会

分科会長 相澤 好治 殿

労働政策審議会安全衛生分科会じん肺部会

部会長 相澤 好治

「粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する
省令案要綱」について

平成 2 3 年 1 2 月 1 2 日付け厚生労働省発基安 1 2 1 2 第 1
号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部
会は、審議の結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。